

令和4年

健康福祉委員会

3月23日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和4年3月23日

午後3時22分 開会

午後4時01分 閉会

1. 出席委員

委員長	青木 亮	副委員長	服部 龍一
委員	ごとう 学	委員	三浦 桂司
委員	近藤 千鶴	委員	ふじえ 真理子
委員	近藤 善人		
議長	一色 美智子		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
庶務担当係長	前田 三和	議事担当係長	寺島 慎二

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	伊藤 正弘	健康長寿課長	浅井 俊一
こども保育課長兼 健康長寿課健康推進担当課長	二宮 眞由美	指導保育士	柴田 美由紀
子育て支援課長	川原 静恵		

5. 傍聴議員

堀内 ちほ	いとう ひろし	中村 めぐみ	林 ゆきひろ
近藤 ひろひで	郷右近 修	清水 義昭	宮本 英彦
鵜飼 貞雄	近藤 郁子	毛 受明宏	

6. 傍聴者

なし

午後3時22分開会

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。
会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまでございます。本市の健康福祉委員会に付託されました案件は4つの議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（一色美智子議員） 健康福祉委員会、大変に御苦労さまです。慎重審査、よろしくをお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第34号 財産の無償譲渡について（錦小規模老人憩いの家）と、議案第35号 財産の無償譲渡について（八ッ屋小規模老人憩いの家）は関連がありますので、一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議ありませんので、議案第34号と議案第35号の2議案を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとに行います。

議案第34号と議案第35号の2議案について、理事者の説明を求めます。

浅井健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、議案第34号及び35号の財産の無償譲渡について御説明をいたします。

これらの案を提出いたしますのは、各議案の市内老人憩いの家について、地域の集会場等の建物として地域に無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからでございます。それぞれ令和4年4月1日付で認可地縁団体へ無償譲渡いたします。

それでは、各議案ごとの対象の老人憩いの家について御説明をいたします。

まず、議案第34号でございます。錦小規模老人憩いの家です。

1、無償譲渡する建物の所在地は、豊明市新田町錦10番地31。無償譲渡する建物の概要は、構造、鉄骨造平家建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和60年。無償譲渡の相手方は、豊明市新田町錦10番地31、錦町内会代表者、福嶋伸治でございます。

続きまして、めくっていただきまして、議案第35号は、ハッ屋小規模老人憩いの家です。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市二村台1丁目14番地3。無償譲渡する建物の概要は、構造、鉄骨造平家建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、平成3年。無償譲渡の相手方は、豊明市二村台1丁目14番地3、二村台1区代表者、菊池 航でございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この前のときもちょっと聞き忘れちゃったんですけど、こういう譲渡をする場合は、市のほうで改修とか、そういったものはちゃんとした上で譲渡するのか、それとも、譲渡してから補助金申請をして地元が改修するのか、その辺はどういうふうになっておるのでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 平成28年にこの方針を決定した段階で、各譲渡する建物

については、150万円を上限に修繕工事を一度させていただくと。その上で地域のほうにお渡しするという形で今、工事が全て終わったところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにありませんので、以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第34号について採決を行います。

議案第34号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第35号について採決を行います。

議案第35号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第37号 令和3年度豊明市一般会計補正予算（第14号）についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） それでは、子育て支援課所管分より御説明いたしますので、補正予算書の2ページを御覧ください。

第1表 繰越明許費補正です。3款2項 児童福祉事務事業3,210万円は、子育て世代への臨時特別給付金につきまして、申請分120人分、離婚等による養育者の変更や新生児等200人分の4月以降に支給する給付金及び事務費について、令和4年4月以降の支払いについては繰越明許費を設定し実施するよう国の通知がございましたので、繰越しさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、今まで多く議論されてきたんですけども、離婚やDVなどで旦那さんが10万取ってしまって、シェルターなどに避難しているという人は、現状、把握しているものか。していなかったら、それは結構ですけども。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） DVなどの案件につきましては、もうその時点で住所がなくても現住所で支給することになっておりますので、その方についてはきちっと給付を進めております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 離婚などの場合は。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 申し訳ありません。離婚につきましては、8月の児童手当の支給者が対象となっておりますが、このたびの給付金につきましては、支援給付金ということで新たに国のほうが設定しております。9月以降だとかに離婚した場合、児童手当が変わった場合につきましては、申請によりこの給付金について対象となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今のようなケースは、申請がないと受け取れないということによろしいですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 原則は申請によります。ただし、こちらの児童手当で把握していらっしゃる対象者の方につきましては、個人通知できめ細やかに周知をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 基本的なことをお伺いするんですけど、全体が幾らで、直近、いつの時点でもいいですけど、直近で把握しているのは全体のうちのどれだけが支払われて、あとどれだけが残っているかということをちょっと教えてください。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 全体の予算は10億5,000万円です。現状の執行なんですけども、9億7,970万円、全体の93%の執行となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうすると、使われてない額が今回、繰越明許をする3,200万よりも大分大きいんですけども、それはあれですか、年度末までに支払われるというようなの見込んで、残っちゃうのが3,210万というような、そういうことなんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 今回、4月以降、申請が3月中にあったとしても、4月以降の支給について国のほうで繰り越すようにということの指示が来ておりますので、その執行する部分の給付金としては3,200万円になっております。ですので、全体としての残は3,800万となっております。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 もう申請済みのものが3,210万あってじゃないのか。ちょっとよく分からなかったの。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 申し訳ありません。執行している部分が、繰り返しますが、9億7,970万円です。今後、320人分、未申請分だとか、新生児さんだとか、あと、離婚等により養育者が変更になった場合の方で4月以降に支給する方を320人分を予想しておりますので、全体の執行の残の見込みといいますと、今の現時点では3,800万強を予定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 基本的なことで申し訳ないんですけども、新生児は、どこを起点にして10万円を支給されるわけですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） もともこの制度は児童手当の制度を活用しております、8月の児童手当の方が申請不要の方で、支給がされます。ですので、8月ということだと、その以前に8月の児童手当の対象ということになりますと、8月生まれのお子さんからは9月からの支給になりますので、8月から新生児と取り扱うのは、8月生まれから、この令和4年3月31日にお生まれになったお子さんが新生児等という形でこの給付金の対象となっております。ただ、児童手当の制度を活用しておりますので、全員ということではありません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この制度がありながら、まだ知らなくて申請してきてないような人というのもあるということなのかどうかということと、もしあれば、その人たちへの周知は今後どういうふうにするか、お願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 繰り返しますが、児童手当だとかの、児童手当を受給されている方で養育者が変わった場合の方の周知だとか、あと、海外からの転入の時点も変わっておりますので、その方について、児童手当の制度にのっとった形で対象者を把握している方については申請が必要になりますが、その方には個人通知を差し上げております。

例えば、高校世帯で、その時点で申請をしたけれども、それ以降で離婚などにより養育者が変わった場合ということになりますと、なかなか対象者の把握というのは難しい状況ではありますが、ホームページやアプリなどで周知はしております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ありませんか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第37号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 令和4年度豊明市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

浅井健康長寿課長。

○健康長寿課長(浅井俊一君) それでは、健康長寿課所管分の3款 民生費の部分の補正予算について御説明をいたします。

歳出について御説明いたします。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

上段、3款1項2目 老人福祉費の老人憩いの家管理事業1,037万1,000円の追加は、市街化調整区域の老人憩いの家10件を地域譲渡するに当たり、必要となる都市計画法上の手続としての関連費用でございます。用途変更申請やそれに伴う敷地の分筆等の書類作成等委託料1,010万円及び申請手数料27万1,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 続けてお願いします。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長(二宮眞由美君) それでは、こども保育課所管分につきまして説明をします。

初めに、歳出について説明をします。

6ページ、7ページの中段を御覧ください。

3款2項2目 保育園費、2 保育事業244万3,000円の増額です。

説明欄のほうを御覧ください。

土地等借上料及び保育園営繕工事費は、令和3年度まで沓掛保育園職員駐車場としてお借りしていた土地を原状復帰してお返しするためのものです。

続いて、健康推進担当分について歳出から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページの下段を御覧ください。

4款1項3 健康推進費、1 健康推進活動事業60万円です。がん患者ウィッグ等購入費助成金になります。がん患者の医療用ウィッグ、または乳房補整具購入に関わる経済的負担の軽減を図るためのものがございます。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

4 ページ、5 ページを御覧ください。

15款2項3目 保健衛生費補助金30万円は、先ほど歳出で説明をさせていただきましたがん患者ウィッグ等購入費助成金に対する2分の1の補助になります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、ページ数を示してからお願いをいたします。

質疑のある方、挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 7ページの中段の保育事業の沓掛保育園職員駐車場を原状復帰にする件についてお聞きします。

現地、見てきたんですが、面積がどのくらいあるかということと、あと、その原状復帰というその元は田んぼか畑なんだろうが、どういった形が原状復帰になるんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮真由美君） 面積につきましては674平方メートルになります。

原状復帰というのは、砂利等を市のほうで駐車場としてお借りするとき敷きましたので、その砂利を取って、20センチほど掘って、砂を入れて原状復帰で作物が少し植えれる状況にします。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 私も職員駐車場を見たんですけども、ふじえさんとは別に、原状回復義務というのは生じると思うんですけども、これ、畑に戻すわけですか。今までこれ、雑種地の扱いで駐車場を使っていたのか、そこら辺、分かればお願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 元は畑でしたが、今は雑種地に地目はなっております。先ほど言ったように、駐車場で最初にお借りするときに、市で砂利を入れて硬くしているので、その砂利を取って、20センチほどの砂を入れてということで、地権者の方とはお話しがしてあります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 そこで、原状、雑種地のままなのか、お聞きします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 雑種地で今のところは予定をしております。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 その同じ8万9,000円なんですけども、これは、この工事をするために契約期間が伸びたという理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 委員のおっしゃったように、この工事をするために3か月間ほど土地をお借りするということになっております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 同じ件で、この民間の保育園が使わないということが、もう今に開園するところが、これ、いつ分かったんでしょうかね、こういうことが。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 1月中旬に、今度、新設の民間の事業者から、ここの土地を借りないということを豊明市のほうにお返事をいただいた。どうしてかという、新しく建てる近くの保育園のほうで駐車場としてお借りできる場所が見つかったので、お貸しいただけるということが近所の方からお声かけがあったので、そちらのほうに変わったということです。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今のちょっと細かいんですけども、1月中旬に相手の方からそういう申出があったということですが、初日じゃなくって、なぜ今日、この追加の補正で上がってるのでしょうか。本会議の初日の日、2月24日、3日だったか、初日上程ではなく、なぜ今なんですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） まず、もちろん初日というのがありますが、こちらとしては、最終日で間に合うというところで。いいですか、そんな回答で。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） 失礼します。1月に事業者のほうからお申出がありましたが、もともと継続的にお使いになられるという前提での話合いができていたということもありますので、新しい法人のほうも市のほうに迷惑をかけてはいけないみたいな前提での御相談を受けているということで、当事者が複数あるといいましようか、地主さんがありになることでありますし、新しいほうも当然、地権者がありますので、新しい法人が借りる地権者もありますので、そういったところでしっかり調整をかけたということです。

なので、最初にお申出をいただいて、市のほうから引き継ぐということをお断りしてもよろしいでしょうかという御相談を受けたのがその段階ということですので、そこから様々な調整をさせていただき、さらに同時進行で原状復旧のほうをするならどういうふうにするのかというのが我々の内部で検討していったということで、現状が最速であるという判断をさせていただきました。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 同じようなことで、この一番下のウイッグ等の購入補助金ですか、これも県から一体、いつ通知が来たんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） こちらについては、2月の中旬に県のほうから、来年度から県が実施するっていう御連絡をいただいております。

す。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 一番上の四角の老人憩いの家管理事業のところですか。譲渡関係です。

調整区域のところの10か所のいろんな譲渡関連委託料ということですが、先ほど分筆という言葉があつて、前に、道路をつなげる接道と分筆ということもお聞きしたんですが、まず、それがなぜ必要になったのか、お願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） こちら、市街化調整区域のほうで建物を造るという形、本来は建たないところに建てる話になりますので、そちらの部分について、そこをクリアしなきゃいけないというのが都市計画法の34条の第1項というのがございます。そちらのほうで、1つは、面積要件で500平米未満である必要があるんですけど、そちらをクリアできないところがあるということ、それから、あと、奥まったところは、そこに入っていくための接道といいますか、そんなような形を取る必要が、延長敷地形態といいますか、そういう形を取る必要がございまして、その部分では分筆が必要になってくる場所があるというところがございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の御答弁で、本来は建たないところに建っていたというふうにおっしゃったんですけれども、間違っていたら御指摘ください。この接道、分筆が必要のところ、老人憩いの家を40年か、50年か前に造ったときに新築の確認申請を取っていなかったということなんですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 建築基準法上の確認申請は取っております。この都市計画法上のものについては適用除外になっておるので、その段階では特に考慮する必要がなかったというふうに認識しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 確認したいんですが、その当時、確認申請、今、取ってあるっておっしゃったんですけれども、そのときには接道をする義務というのはないんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） このときを取っている確認申請は、建物を建築するところの確認の申請ですので、そちらの要件は入っておりませんので、今回、用途変更という形を取ると。それで、市ではなくって、民間の方が使うようなものになるというところから、その都市計画法上の手続が必要になってくるというところで、改めてそのとき、当時は本当にやらなきゃいけないところは市がやることで必要はなかったということでありますので、そちらのほうを民間に渡すことになりますので、そこについて必要になってきたということが生じている事務でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっともう一回確認ですけど、要するに公共施設の場合は、接道要件は問われない。それが民間になったから接道要件が問われるという、そういうことですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 基本的には、民間の部分ですと、例えば建て替えたりなんかするようなことがあります。そういったところについて入ってくる必要があるということもあるのでというような認識をちょっとしておるところでありますので、公共施設だからということとはちょっと違うかもしれませんが、今は将来的な建て替えの部分も必要になってくる部分があるのでということで、そのような手続が必要になるということで解釈をしているところであります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっとよく理解できないんですけど、一般的に調整区域で建物を建てる場合は500平米以内で、それで、もちろん接道要件があって、分筆をして、開発許可を取ってという手順を踏んで、民間だと建物を造るわけですよ。市はそういうことをしなくても、例えば、うちの地域でも神社の広い敷地の中にぼんと建っておるんですけど、公共施設ならそういうことが、分筆して接道要件を得なくてもできておったということですか。できちゃうということなんですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） いろいろ法律といいますか、運用が変わっている部分が当時と今とあるかもしれませんが、今の段階では……。

（全体には接道してるしねの声あり）

○健康長寿課長（浅井俊一君） ちょっとお待ちください。

(都市計画課長が答弁したほうがいいの声あり)

○健康長寿課長(浅井俊一君) すみません。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 続けてください。

○健康長寿課長(浅井俊一君) 補足です。当時は、建築基準法の接道というところは建築基準法に載っているんですけど、そちらについてはそういうものがなかったんですけど、今回、都市計画法、改正されて、500平米未満ですと、大きな土地ではできないという話になってきたものですから、それについては分筆が今の制度だと必要になったという解釈でお願いしたいと思います。

以上です。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今、言われた建築基準法を私も見たんですけども、確認申請はあったんですよね。あった……。じゃ、ちょっと返します。昔建てたときに、今、例で出たお宮、神社と憩いの家というのは、同一敷地内に建てたということですよ、まず、40年、50年前に。神社の……。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 浅井課長。

○健康長寿課長(浅井俊一君) そのとおりで、神社の大きな敷地の中にその憩いの家を建てたというところになります。

以上です。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 これ、可分か不可分かかっていった場合、神社と憩いの家というのは全く附属してない別々の建物なんですけれども、それは違法ではなかったんでしょうか。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 浅井課長。

○健康長寿課長(浅井俊一君) 建物自体は違法ではないという形、違法でしたら造れてませんので、違法ではなかったということをお願いしたいと思います。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 その可分か不可分かといったら、可分、可分でいいですか。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) 浅井課長。

○健康長寿課長(浅井俊一君) 同じ敷地なんですけれども、神社と憩いの家は違うものだという形で建てているということになります。

○健康福祉委員長(青木 亮議員) ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 そうすると、その建築基準法では、可分であれば、接道していない

と当時の確認申請は下りないと思うんですけども。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） そこは下りておりますので、ちょっと当時のところまではちょっと私ではちょっと分からない部分もありますけれども、当時、下りてるという形で、それはもう県のほうの審査を通過して、今に至るといって形になっておりますので、その辺りについては合法である、合法といいますか、確実に県のほうの審査を通過して確認されて、確認申請の許可は下りてるといって形の解釈をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足させていただきます。申し訳ございません。詳細の部分に関しまして分かりやすい説明ができなくて恐縮に思っておりますけども、今回のこのお願いしております譲渡関係委託料、こちらの1,010万、それから手数料27万1,000円に関しましては、お認めいただきました老人憩いの家を地域譲渡するために必要な手続のために、現行の制度にのっとって所要の手続を取るというのが目的でございますので、申し訳ございません、ちょっと過去の部分もしっかりとお答えできればいいんですけども、いずれにいたしましても、過去に遡ってどうのこうのではなくって、今現在、お認めいただいた譲渡について必要な手続はさせていただくことをお認めいただきたいと、こういうことでございますので、至らない部分は御容赦いただければと思います。よろしく願います。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） あくまでも補正予算ですので、過去のいわゆる確認し云々というよりも、この県の指導で今、来ている話でございますので、それにのっとっての補正ですので、審議をよろしく願います。

ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、この全体で、老人憩いの家の譲渡の話は、今までの過去の質疑や答弁をお聞きして、5年前から地元に向けて、解体するのか譲渡を受けるのかということに向けていた。令和4年4月1日から一斉にそういう譲渡するところは譲渡がスタート、ゴーというふうに理解してたんですが、こういった今回のこの譲渡関連、こういった建築許可、用途変更、分筆が必要だとかってというのは、もう随分前から分かっていることだと思うんですけども、なぜこの今になって、しかも当初でもなく、補正で上がってきてるんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それの理由のほうにつきましては、先日の委員会のほうでもちょっとお伝えしたかと思っております。想定を、私ども正直言って、ここの想定をしていなかったという部分があります。十分に確認をしていく上で、そういうことが明確に、前回必要でなかった手続が要るということが分かってまいりまして、その上で今回手続をさせていただくというところであります。

当初予算のほうにのせ切れなかったという部分については、判明したのが1月頃でありました。それに対して、私ども、まずは実際の憩いの家の譲渡が遅れてしまうことになるもんですから、その地域対応のほうをまずさせていただいて、どのような形で進めるかという形を考えながら、説明をしながら、なおかつ予算もつけなきゃいけないというところで、当初予算に間に合わなかったというのがその内容でございます。

4月からすぐに手をつけたいという部分がございますので、6月補正じゃ間に合わないということで、今回このタイミングで上げさせていただいたという次第でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 一番下のがん患者のやつなんですけども、これ、上限が2万円で、60万ということは30人になると思うんですけど、この30人の積算根拠をお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 愛知県のほうが、まず、愛知県がどれぐらいいるか、必要かというのを出してまして、それを豊明市の人口に合わせて積算をしたものです。まず、がんと診断された罹患者数が、愛知県で4万9,000人ぐらいが愛知県であります。それを豊明市の人口でいくと0.6%ぐらいになりますので、そこを計算。そのうち、また、医療用ウィッグと助成事業を他市で、今、名古屋市と岡崎市でやっていますので、そこでの大体申請に来てる方が何人ぐらいかというところで、対象割合が愛知県が出してまして、4.65%というふうに出ていますので、その4.65%を掛けて30人というふうに出しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 最後。もう一度、憩いの家の譲渡関連なんですけれども、確認申請があるっておっしゃったんですけども、それがあれば用途変更のみで済むかと思うんです

けれども、その確認申請があるということは、そういう敷地の確定だとか、境界くぎだとか、そういうのがあって確認申請は下りてきていると思うんです。それが今、もうあるっておっしゃったのであれば、用途変更のみの手続で済むかと思うんですが、その接道と分筆をする必要というのがいまいちちょっと理解が難しいんですが、お願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 都市計画法の34条の公益上必要な建築物及び日常生活のために必要な店舗というものを市街化調整区域に建てるには、それなりの申請が要するという形になっております。

市のものについては、基本的に建築確認申請とは別の話になりますけれども、そちらのものを、今まで市が建てて、市が使っているものを民間のほうに渡す形になりますので、今度、そこで用途が変わるという形になりますので、それに対しては本来、建てる時の条件としては、敷地が500平米未満であるという必要がありますので、その部分、それから、あと、接道がないといけないというものがあります。そのために分筆をするという形、それをクリアしない限りは都市計画法の34条1項というところがクリアできないということになるものですから、建築確認はもちろん別にとっておりますけれども、そこについての用途変更、それだけでは足りないっていう話になりますので、必要があるということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第38号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたしますが、1つ指摘というのか、感じたことなんですけれども、まず、この老人憩いの家の譲渡の関係で、先ほど、もう5年前からこういったことは分かっていたんですけれども想定していなかったということで、その辺の準備が怠っていたのかなというふうにどうしても感じてしまいます。それだけ言っときます、すみません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 私も同じようなことですが、一言申し上げておきたいんですけど、

他課のことであっても、自分に関わることであっても、自分の課の仕事として行うときには、きちんと調べて、ここで答えられるようにして出てきていただきたい。これだけ質疑しても、いまだに老人憩いの家を建てたときに、分筆をしてちゃんとやってなかったということの理由がよく分からないということが1点。だから、そういうことはきちっと調べて分かるようにして委員会に臨んでいただきたいというのが1点と、それから、もう一点は、この件も、それから次の保育園の件もそうですけれども、その気になれば、ぎりぎり前年度の予算で間に合わせることはできたんじゃないかなと思いますけれども、先ほどの総務委員会でもありましたけれども、当初予算が出てきて、可決されるや否や補正予算を出すなどというようなことがやれると思って仕事をやっておってもらっては困るというふうに思います。

そういうところは、特に副市長からきちっと各課を指導して、補正予算というのは本当にやむを得ないときしかできないんだと。最近、本当に、最近というか、もう去年もその前もそうですけれども、補正予算を組むのは、必要があればいつやってもいいんだというように、そういう風潮が、コロナの影響もあったかもしれませんが、そういうことが非常に強くなっていますので、補正は例外的なことしかできないということをきちんと指導していただきたい。それをお願いして、賛成といたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第38号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午後4時1分閉会